

改正医薬品医療機器等法の施行に係る説明会(質疑応答)

日時 令和3年8月26日(木) 19時～20時
方法 オンライン開催

	質問	回答
1	地域連携薬局の認定要項にある、医療機関への報告書(月30件以上)については、ケアマネジャー・施設等の医療関係者への報告も件数に該当するという認識でよろしかったでしょうか？	「病院」及び「診療所」の薬剤師等(医療関係者)への報告のみを対象としています。
2	<p>管理薬剤師は、一般的にいう会社の管理職(事務や経営を統轄・処理する)という位置付けになるのでしょうか？</p> <p>管理薬剤師は、役職という意味での管理職に該当するのでしょうか？</p> <p>管理薬剤師は、一般的な会社の管理職(マネジメント等)の業務を負わないといけませんか？</p>	<p>薬局において薬事に関する実務に従事する「管理薬剤師」は、会社の「管理職」ではありません。よって「管理薬剤師」であることをもって、一般的な会社の管理職の業務を負わないといけないというものではありません。</p> <p>※改正法では、責任役員や薬局の管理者(管理薬剤師)の権限や業務分掌等を明確にし、社内で十分周知される必要がありますので、体制整備をお願いします。</p>
3	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の項目すべてをクリアできないと地域連携薬局に適合しないのでしょうか？	<p>高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造については、基準適合表のチェック項目のいずれかに対応されていれば支障ありません。</p> <p>なお、チェック項目以外にも、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造と整理できる場合はその内容を記載してください。</p>